

(最上町) 産業廃棄物最終処分場新設事業

計画段階環境配慮書 (要約書)

令和8年8月

株式会社最上クリーンセンター

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子国土基本図を使用したものである。

目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地.....	1-1
第2章 事業の目的及び内容.....	2-1
2.1 事業の目的	2-1
2.2 事業内容	2-1
2.2.1 事業の名称等	2-1
2.2.2 事業実施想定区域の位置.....	2-1
2.2.3 複数案の設定について.....	2-5
2.2.4 事業計画	2-6
第3章 事業実施想定区域及びその周辺の概況.....	3-1
3.1 自然環境の把握	3-1
3.2 社会状況の把握	3-3
第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果.....	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果.....	4-1
4.1.1 計画段階配慮事項の選定.....	4-1
4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由.....	4-3
4.2 調査、予測及び評価の手法.....	4-8
4.3 調査、予測及び評価の結果.....	4-10
4.4 総合的な評価	4-18
第5章 計画段階環境配慮書の作成を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	5-1

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 株式会社最上クリーンセンター

代表者の氏名 : 代表取締役 沓澤伸明

主たる事業所の所在地 : 山形県最上郡最上町大字東法田 9 2 8 番地

第2章 事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

当社は、平成6年8月に産業廃棄物最終処分場（安定型）を設置し、平成28年2月には変更許可を取得して埋立容量を約87.3万m³に拡張したものである。以後、現在に至るまで当該処分場の運営を継続しており、その残余容量は43万m³を下回ると見込まれている。

これまでの埋立実績を踏まえると、産業廃棄物の埋立処分だけでは、既存処分場の残余年数は約20年と推定される。しかしながら、近年は甚大な自然災害が頻発しており、これに伴い災害廃棄物は想定を上回り発生している。地域における災害廃棄物を受け入れることにより地域の速やかな復旧に寄与し、社会貢献することを計画した。そのため災害廃棄物の受け皿としての整備と産業廃棄物の将来にわたる安定的な処分を継続するため、新たな処分場の計画を推進するものである。

今後、3R+Renewable^{*1}推進活動等の進展に伴い、単純焼却や直接埋立処分する産業廃棄物は減少することが見込まれるが、当面、最終処分場は継続して廃棄物の適正処理に必要な不可欠な施設であり、また、当社が処分業の事業を展開していく上で必要な不可欠な施設である。そのため、この度、既存の最終処分場の近接に、災害廃棄物対策を通じて地域貢献も果たし得る新たな産業廃棄物最終処分場（安定型）を設置する計画に至った。

本事業では、関係する各種法令（法律・政令・省令）や「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」等を遵守し、周辺の自然環境や生活環境の保全に配慮するとともに、適切な維持管理が可能となるよう計画を立案している。今後とも、高い信頼性を有する施設であると同時に、地域住民からも信頼される施設の設置・運営を目指している。

^{*1}：「3R+Renewable」は、従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に加え、再生不可能な資源から再生可能な資源に替える取り組みをいう。

2.2 事業内容

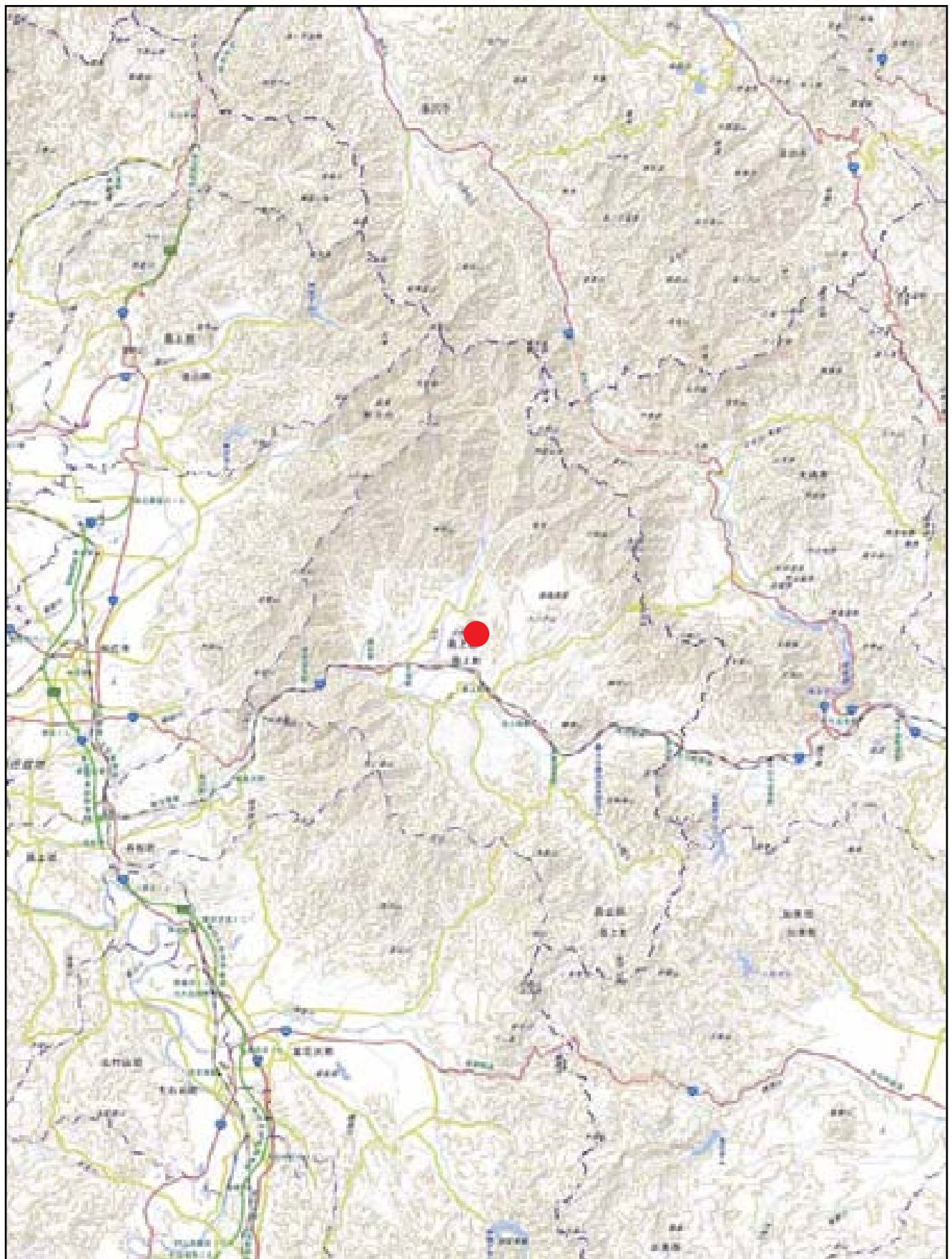
2.2.1 事業の名称等

事業の名称	：（最上町）産業廃棄物最終処分場新設事業
事業実施想定区域	：最上郡最上町大字向町字沢原 1607-9, 1607-14
事業の種類	：安定型産業廃棄物最終処分場の新設

2.2.2 事業実施想定区域の位置

事業実施想定区域の位置は、図2.2.1(1)～図2.2.1(3)事業実施想定区域図（広域、周辺、航空写真）に示すとおりである。

事業実施想定区域は、最上郡最上町向町北西の沢原山付近で、既存施設の東側に近隣するエリアに位置する。



凡例

● 事業実施想定区域

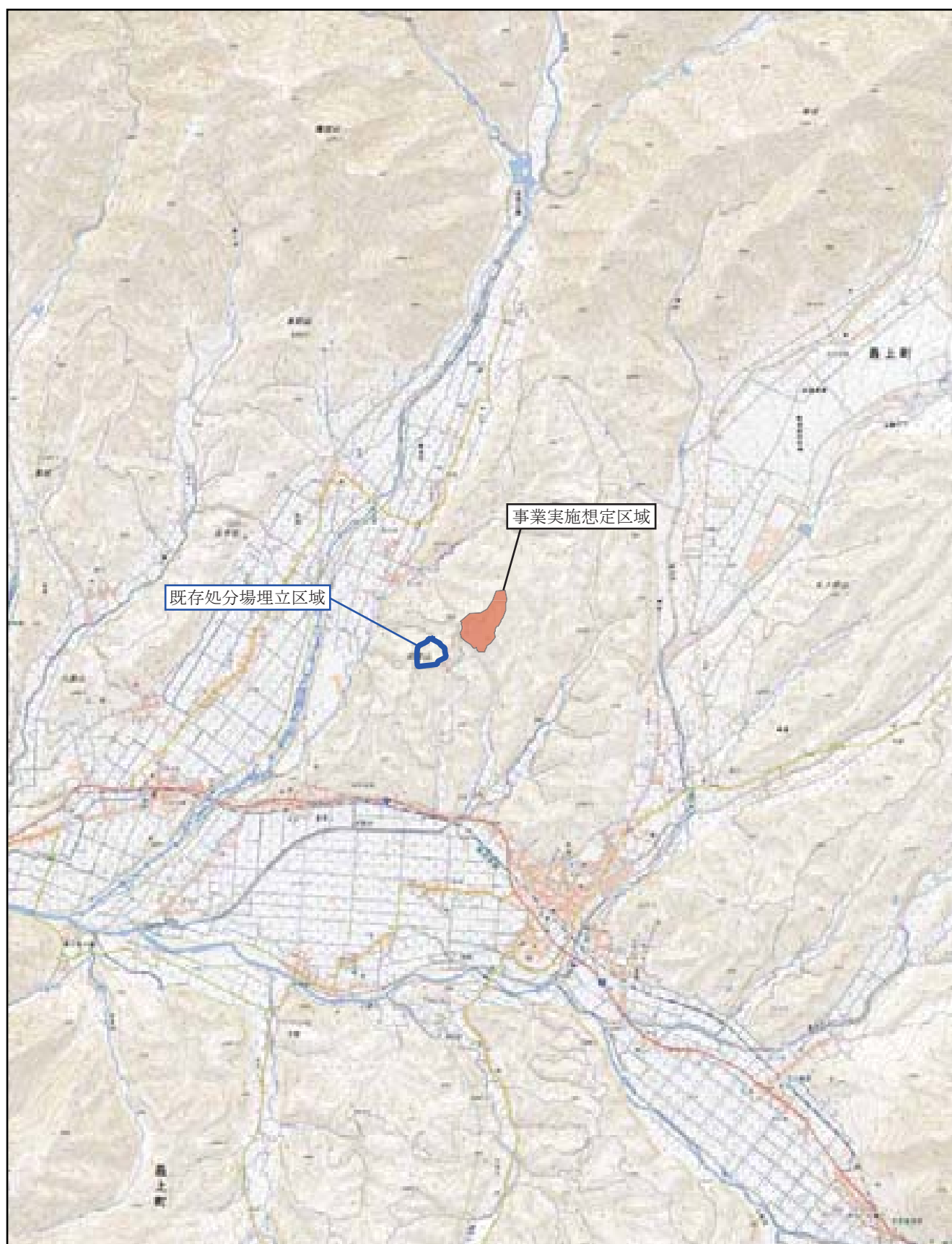


縮尺：1/250,000

0.0km 2.5km 5.0km 7.5km 10.0km



図 2.2.1(1) 事業実施想定区域図（広域）



凡例

 : 事業実施想定区域

 : 既存処分場埋立区域



縮尺 : 1/50,000

0.0km 0.5km 1.0km 1.5km 2.0km

図 2.2.1(2) 事業実施想定区域図 (周辺)



凡例

 : 事業実施想定区域

 : 既存処分場埋立区域



縮尺 : 1/25,000

(m)



図 2.2.1(3) 事業実施想定区域図 (航空写真)

2.2.3 複数案の設定について

本事業は、既に運用中の安定型最終処分場の敷地と公道を挟んだ向かい側の土地に同様の処分場を新たに整備し、既存の管理棟やトラックスケール等を共用し一体的な管理・運用する計画である。

1) 位置・規模の複数案の設定

現在の事業実施想定区域は、本処分場新設の可能性のある範囲を、実施判断が未定の長期（20 数年以上先）計画となる第 2 期工事も見据え、最大限包含するよう広く設定する。今後、道路整備の進捗状況、法令や規制の適用範囲、周辺の住宅地分布、自然環境などの調査結果を踏まえて区域の絞り込みを行う。

こうしたプロセスは、環境省の「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（平成 25 年）で示されている「位置・規模の複数案」の絞り込み過程に相当するものである。すなわち、「区域を広めに設定すること」自体が、複数案の一形態とみなすことができる。

なお、すでに運用中の処分場に隣接する土地への整備を検討したが、必要な土地の確保が困難であり、事業目的が達成できないと判断し、「位置・規模の複数案」としては設定していない。

2) 配置・構造の複数案の設定

現時点で、施設の具体的な配置や構造が未確定であり、事業区域の絞り込みも今後の検討事項であるため、「配置・構造の複数案」も設定していない。

3) ゼロオプションの設定

山形県の循環型社会形成推進計画（令和 3 年 3 月）では、処分場の重要性が強調されており、特に災害時の支援機能としての役割が認識されている。このような社会的背景や当社の廃棄物処理体制の長期安定性の観点から、ゼロオプションは現実的ではなく、本配慮書では設定しないこととする。

4) 今後の対応

方法書以降の手続きにおいては、環境配慮の観点から必要に応じて事業計画の見直しを行い、評価手法等に適切に反映させていく。

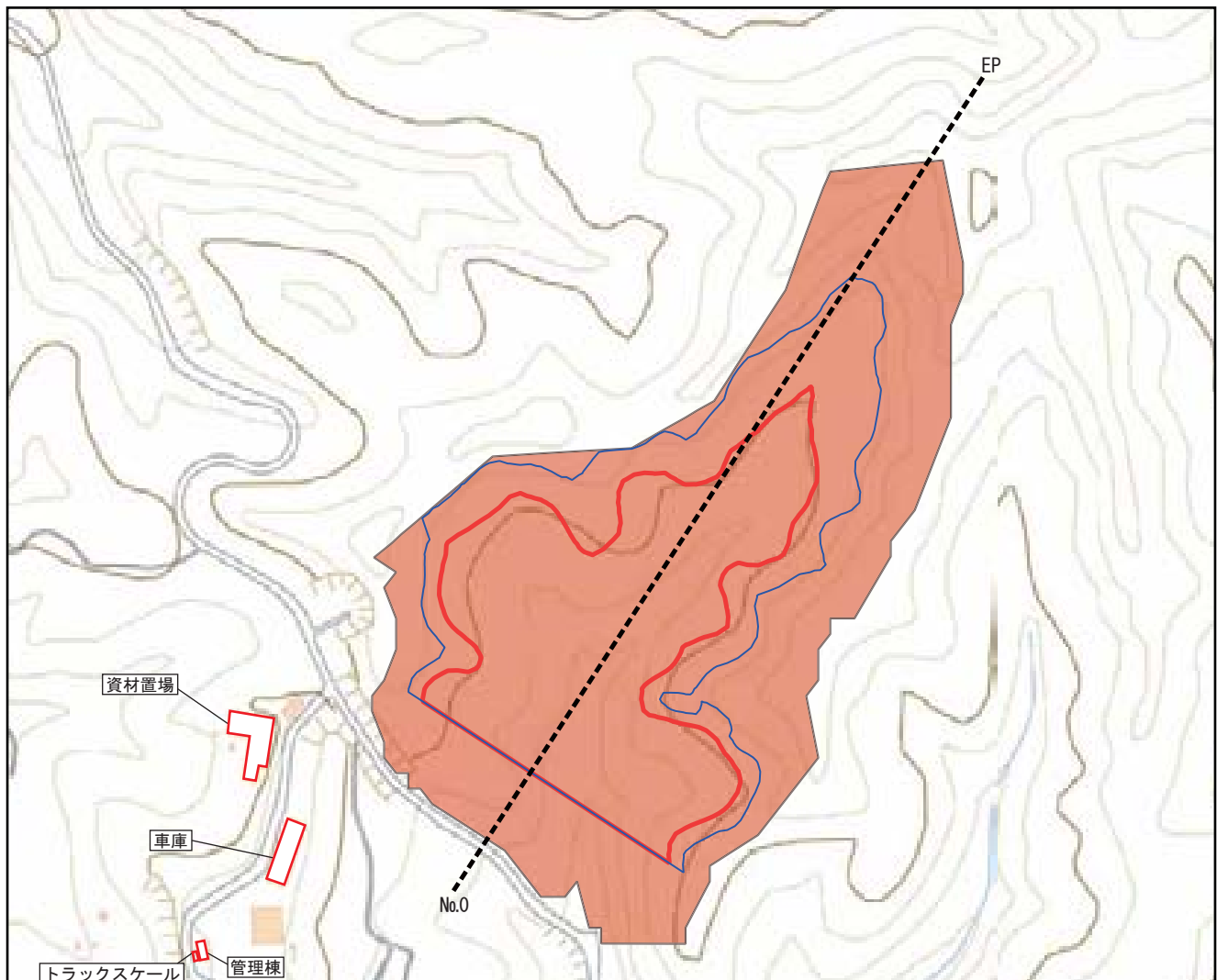
2.2.4 事業計画

1) 事業の規模等

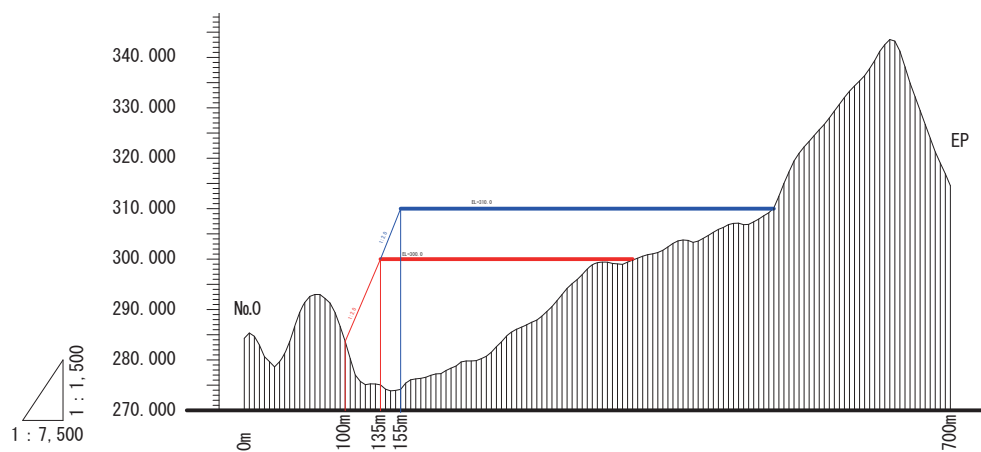
本事業の規模等は、表 2.2.1 に示すとおりである。埋立地位置図（概要図）及び埋立地断面図（概要図）は、図 2.2.2 に示す。

表 2.2.1 本事業の規模等

項 目	事 業 計 画
施設の種類	産業廃棄物最終処分場（安定型）
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鉱さい※、石綿含有産業廃棄物 ※令第6条第1項第3号イ(6)環境大臣が指定する産業廃棄物
敷地面積	約130,000m ²
埋立地面積	約72,000m ² (第1期工事：約45,000m ² 、第2期工事：約27,000m ²)
埋立容量	約860,000m ³ (第1期工事：約400,000m ³ 、第2期工事：約460,000m ³)
埋立期間	第1期：令和15年度～令和34年度（20年間） 第2期：令和35年度以降から30年間程度と見込む
用途地域指定	都市計画区域外
土地種別	地域森林計画対象民有林



埋立地図（概略図）



埋立地断面図（概略図）

凡例

- 事業実施想定区域
- 第1期埋立地
- 第2期埋立地
- 断面線
- 現施設を共用する施設



平面図縮尺：1/5,000
0m 50m 100m 150m 200m

図 2.2.2 事業実施想定区域内埋立地図、埋立地断面図（概略図）

2) 施設概要

本事業で計画している施設の構造及び設備の概要は表 2.2.2 に示すとおりである。施設のうち、管理棟、トラックスケール等は既存の処理業と一体的に管理・運用を行うために現在の施設を使用する計画である。

表 2.2.2 施設の構造及び設備計画の概要

区分	種別	仕様等
安定型 最終処分場	コンクリート沢止擁壁	貯留堤として設置する。
	浸透水・雨水沈殿槽 (3槽)	土砂の地区外流出を防止するため、貯留堤の下流側に設置する。
	排水施設 (埋設排水管等)	災害防止のため、浸透水及び雨水の排水施設として埋設排水管や暗渠排水管を設置する。
	施設外周フェンス	関係者以外が埋立地に立ち入ることを防止するために、施設外周に柵を設置する。
	モニタリング施設	浸透水、地下水の水質を把握する目的で採水施設を設置する。
	防火水槽 (50t)	火災発生時の消火用の水を確保するための水槽を設置する。
関連施設	管理棟	現施設を共用する。
	トラックスケール	現施設を共用する。
	車庫・資材置場	現施設を共用する。

3) 埋立計画

(1) 埋立開始予定及び埋立期間

埋立開始時期 : 令和15年度

埋立期間 : 第1期 令和15年度～令和34年度(20年間)

(2) 埋立工法

埋立工法は、廃棄物の飛散を防止する目的でサンドイッチ方式(図2.2.3)を基本とする。

サンドイッチ方式は、廃棄物を水平に敷きならし、廃棄物と覆土を交互に積み重ねるもので、狭い山間等の埋立地で用いられる。



出典：「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版 公益社団法人全国都市清掃会議」

図 2.2.3 サンドイッチ方式

(3) 埋立用機械

埋立作業に使用する機械を表2.2.3に示す。

表2.2.3 埋立用機械

種類	稼働台数
タイヤショベル（コンパクター）	1台
バックホウ	1台

(4) 産業廃棄物の搬入計画

現在の処分場における令和6年度の埋立処理実績を表2.2.4に、過去6年間の埋立量は表2.2.5に示す。過去6年間の平均年間埋立量は、26,165m³/年である。

表2.2.4 令和6年度の埋立処理実績

No.	産業廃棄物の種類	処分量(t)	割合(%)
1	廃プラスチック類	5,757.7	39.8%
2	ガラスくず・陶磁器くず	3,554.6	24.6%
3	がれき類	4,407.4	30.5%
4	金属くず	132.9	0.9%
5	ゴムくず	0.0	0.0%
6	鉱さい（溶融スラグ）	0.0	0.0%
7	石綿含有産業廃棄物	613.9	4.2%
合 計		14,466.5	100.0%

表2.2.5 過去6年間の埋立量実績

	埋立量(m ³) ^{注1)}	年度末残容量(m ³) ^{注2)}
令和元年度	34,178	490,328
令和2年度	25,022	469,640
令和3年度	28,058	445,141
令和4年度	25,792	429,454
令和5年度	23,464	446,199 ^{注3)}
令和6年度	20,475	427,149

^{注1)} 埋設量：マニユフェストから算定した量（m³）

^{注2)} 年度末残容量：測量実測値（m³）、但し、測定日は翌年度の5月に実施（株式会社最上クリーンセンター 資料）

^{注3)} 軽微変更により容量増加

本事業における産業廃棄物の搬入計画を表2.2.6に示す。本事業の埋立開始予定である令和15年度以降の年間総埋立量は、埋立処分する廃プラスチック類の減量を見込み2万m³/年（転圧前）の計画である。

表2.2.6 産業廃棄物の搬入計画

年度	産業廃棄物の種類					年間 総埋立量
	廃プラスチック類	ガラスくず等	がれき類	金属くず	石綿含有産業廃棄物	
令和15年度以降	8,000	7,500	4,200	100	200	20,000

単位：m³

(5) 埋立量

最終的な総埋立容量は、各期において20年程度埋立可能な容量として第1期は約40万m³、第2期は約46万m³を計画している。

(6) 廃棄物運搬車両の運行計画

廃棄物運搬車両の運行計画の概要を表2.2.7に、廃棄物運搬車両の運行経路を図2.2.4に示す。廃棄物の運搬車両台数の日平均は20台（4～10t車）/日を計画している。

表2.2.7 廃棄物運搬車両の運行計画

項 目	内 容
営業時間	8時～17時
搬入時間	9時～16時30分
搬入日	当社で規定する休日と日曜・祝日を除く日
搬入車両台数	10tトラック：12台/日、4tトラック：8台/日
	合計 20台/日
交通安全対策	通勤通学の時間帯を避け、過積載のないようにトラックスケールで秤量し、ドライバーに積載状況を報告する。
	一般車両の交通を優先し、法定速度以下での走行を遵守、急発進・急加速を行わないことを運転手及び関係者に対して指導を徹底する。

4) 給水計画

上水を使用する管理棟は、現在の既存施設を使用するため、新たに上水は必要ない。既存施設で使用している上水は、最上町の簡易水道を受水槽で受水し、そこから場内の管理棟へ配水している。

5) 排水計画

(1) 浸透水

埋立地浸透水の一部は、基盤造成時に敷設する暗渠により集水し、沈砂池へ導水後、上澄水が小沢原川に流出する計画である。また、既設焼却施設で再利用する計画である。流出先である小沢原川の位置を図2.2.4に示す。

(2) 雨水

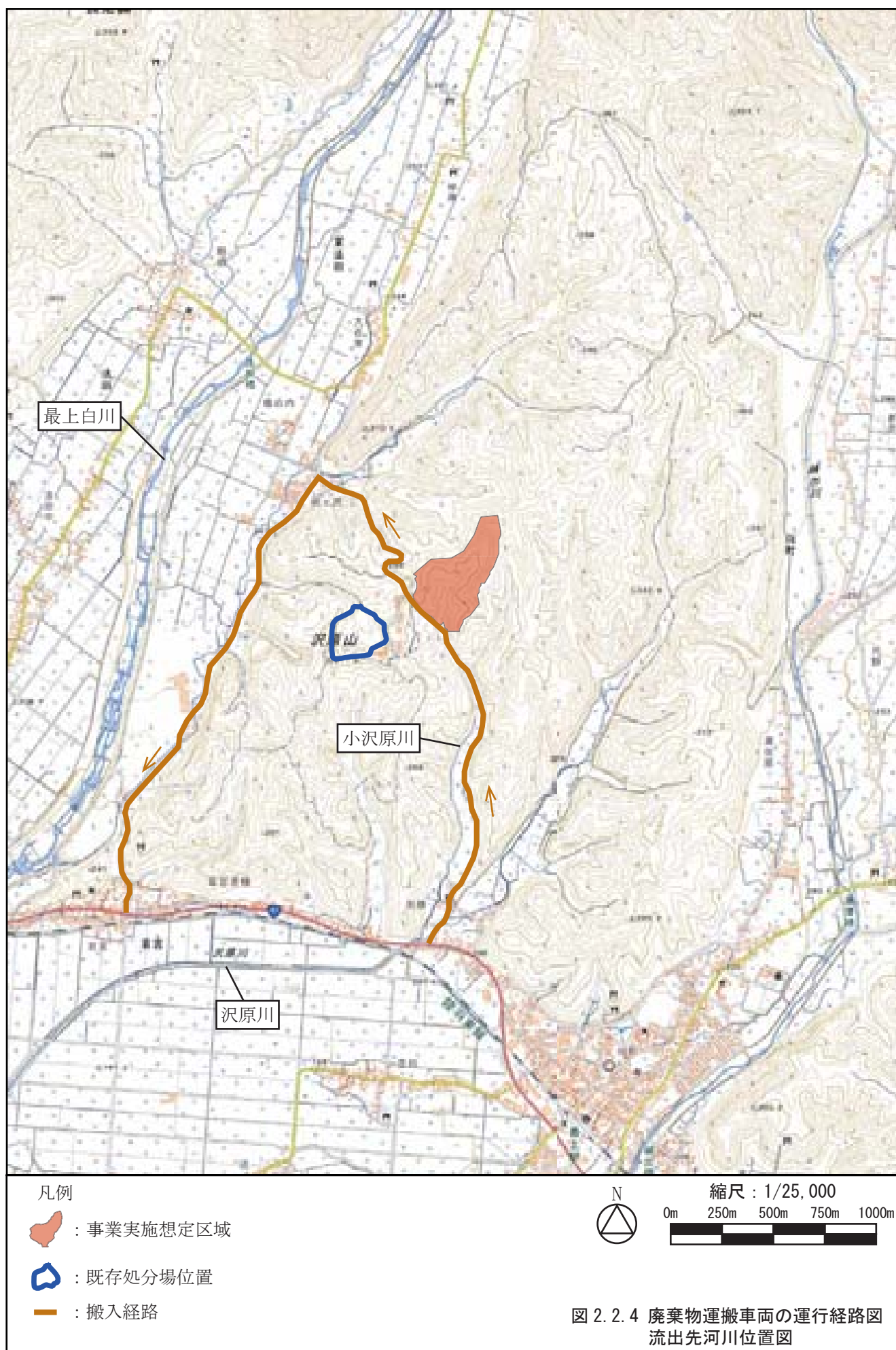
雨水は、雨水排水路により集水し、沈砂池へ導水後、浸透水と同様に、上澄水が小沢原川に流出する計画である。また、既設焼却施設でも再利用する計画である。流出先である小沢原川の位置を図2.2.4に示す。

(3) 管理棟等からの生活排水

管理棟は、現在の既存施設を利用するため、新たに生活排水は発生しない。現在の施設からの生活排水は、場内に設置された浄化槽にて処理した後に、既存最終処分場の外周雨水排水路、沈砂池を通過して専用排水管で最上白川に排水されている。流出先である最上白川の位置を図2.2.4に示す。

(4) 沈砂池水の再利用

本処分場からの浸透水及び雨水等は、基盤造成時に敷設する暗渠や埋立地外周水路により集水し、沈砂池へ導水後、上澄水を既設焼却施設で再利用し、外部への流出を低減する計画である。



6) 環境保全計画

本事業の実施にあたっては、次の事項について環境保全対策を計画する。

(1) 建設時

ア. 大気質への影響及び騒音・振動の軽減対策

- ・ 工事に使用する建設機械等は、可能な限り低公害型の機械を使用し、低速走行、空吹かしの防止等の指導を徹底する。
- ・ 使用する工事車両は、点検、整備等の車両管理を適切に行うとともに、工事にあたっては車両の適正な走行速度を遵守するよう指導する。

イ. 水質汚濁防止対策

- ・ 事前に防災調整池、沈砂池を設置し、雨水及び濁水を貯留させ、必要に応じて濁水処理を行う。

ウ. 植物・動物・生態系の保全措置

- ・ 低騒音型重機を使用する。(対象：猛禽類)
- ・ 重要な動植物が非改変区や周辺区域に確認された場合は、工事関係者への周知を徹底するとともに注意喚起標識を設置する。

(2) 埋立期間中

ア. 大気質への影響及び騒音・振動の軽減対策

- ・ 埋立作業に使用する建設機械等は、可能な限り低公害型の機械を使用し、低速走行、空吹かしの防止等の指導を徹底する。
- ・ 廃棄物運搬業者に対し、廃棄物搬入車両の点検・整備を適切に行うとともに、適正な走行速度の遵守、急発進・急加速を行わないこと等の指導を徹底する。
- ・ 廃棄物搬入車両からの廃棄物の飛散を防止するため、廃棄物の性状によって積荷をシートで覆い運搬するよう指導する。

イ. 水質汚濁防止法

- ・ 浸透水及び地下水の定期的な水質検査を実施する。
- ・ 万が一水質に異常が認められた場合には、埋立を中止しその原因を調査する。また、必要な場合は、掘り起こしての原因物の撤去、浄化処理施設（仮設）の設置等を関係機関と協議のうえ、最も有効な対応を行う。

ウ. 悪臭対策

- ・ 廃棄物受入時の展開検査を徹底し、有機性の廃棄物等の混入を防止する。
- ・ 埋立時には、覆土を行い、必要に応じて薬剤散布を行う。
- ・ 廃棄物搬入車両の積荷をシートで覆い運搬するよう指導する。

エ. 植物・動物・生態系の保全措置

- ・ 低騒音型重機を使用する。(対象：猛禽類)

(3) 埋立終了後

埋立地を緑化し、廃止まで定期的な地温及びガス量の測定を実施するなど、閉鎖後も最終処分場の技術基準に沿って維持管理を行う。

7) 浸透水及び地下水の水質検査

浸透水及び地下水は、定期的に水質検査を行う。浸透水は沈砂池流入前、また、地下水は埋立地の上部及び下部に設置する観測井戸を採水箇所とし、検査項目及び頻度は表2.2.8のとおりとする。

表2.2.8 水質検査項目と頻度

No.	項目	頻度
1	水素イオン濃度 (pH)	1回/月
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回/月
3	カドミウム	1回/年
4	全シアン	1回/年
5	鉛	1回/年
6	六価クロム	1回/年
7	砒素	1回/年
8	アルキル水銀	1回/年
9	総水銀	1回/年
10	ポリ塩化ビフェニル	1回/年
11	トリクロロエチレン	1回/年
12	テトラクロロエチレン	1回/年
13	ジクロロメタン	1回/年
14	四塩化炭素	1回/年
15	1,2-ジクロロエタン	1回/年
16	1,1-ジクロロエチレン	1回/年
17	1,2-ジクロロエチレン	1回/年
18	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年
19	1,1,2-トリクロロエタン	1回/年
20	1,3-ジクロロプロペン	1回/年
21	チウラム	1回/年
22	シマジン	1回/年
23	チオベンカルブ	1回/年
24	ベンゼン	1回/年
25	セレン	1回/年
26	1,4-ジオキサン	1回/年
27	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1回/年

※水質検査項目No.2～27と検査頻度については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日総理府 厚生省令第1号、最終改正：令和8年4月1日施行令和7年環境省令第7号）の第二条（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）に基づき設定した。水質検査項目No.1「水素イオン濃度 (pH)」は、独自の検査項目として設定した。

8) 事業計画

本事業は令和12年に着工、令和15年から埋立開始の予定である。概略事業工程を表2.2.9に示す。

表 2.2.9 事業工程表(概略)

項目／年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
用地測量										
林地開発行為変更許可申請										
環境影響評価										
地質調査及び解析（ボーリング調査）										
産業廃棄物最終処分場（安定型）実施設計										
産業廃棄物最終処分場許可申請										
産業廃棄物最終処分場建設工事										
産業廃棄物最終処分場供用開始										

第3章 事業者実施想定区域及びその周辺の概況

事業実施想定区域及びその周辺における自然的状況及び社会的状況について、事業特性を踏まえ文献及びその他の資料により把握した。

3.1 自然環境の把握

事業実施想定区域及びその周辺における自然環境の概況は、表 3.1.1(1)～(2)に示す。

表 3.1.1(1) 自然環境の概要

項目		主な地域特性
気 候 及 び 気 象	気 候	・事業実施想定区域及びその周辺は、内陸型に属しており、山形県内陸部の気候は、夏暑く冬に豪雪となる盆地気候で、年間の寒暖差が大きい。
	気 象	・事業実施想定区域近傍の向町地域気象観測所の主要な気象要素の平年値(1991年～2020年の30年間の観測値)は、平均気温が10.3℃、年間降水量が1851.8mmである。 ・向町地域気象観測所における令和7年度の平均気温は、11.7℃、年間降水量は、1704mmであった。
水 文 及 び 水 象	河 川 の 流 量	・事業実施想定区域及びその周辺の主な河川としては、最上小国川がある。 ・最上小国川長者原観測所は、最大流量が1630.61m ³ /sから249.51 m ³ /sであり、平均流量は、30.11 m ³ /sから25.84m ³ /sであった。
	洪 水 の 履 歴等	・事業実施想定区域及びその周辺の洪水の履歴について、直近では、令和6年7月の大雨により最上小国川が氾濫し土砂崩れが多数発生した。
大 気 質 及 び 水 質 等	大 気 質	・事業実施想定区域の近傍の一般大気測定局「新庄下田局」の令和3年度から令和7年度における環境基準の達成状況は、二酸化硫黄(SO ₂)、二酸化窒素(NO ₂)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM _{2.5})は、環境基準を達成しているが、光化学オキシダント(O ₃)は、環境基準を達成していない。
	騒 音	・事業実施想定区域及びその周辺における一般環境騒音の状況について、山形県及び最上町で公表されている測定結果はない。 ・事業実施想定区域及びその周辺における道路交通騒音の状況について、山形県及び最上町で公表されている測定結果はない。
	振 動	・事業実施想定区域及びその周辺における環境振動の状況について、山形県及び最上町で公表されている測定結果はない。 ・事業実施想定区域及びその周辺における道路交通振動の状況について、山形県及び最上町で公表されている測定結果はない。
	水 質	・事業実施想定区域及びその周辺の公共用水域水質測定は、最上小国川「舟形橋」で行われており、生活環境項目の全項目で環境基準を達成している。
	地 下 水	・事業実施想定区域及びその周辺では、概況調査、汚染井戸地区調査及び継続監視調査で公表されている測定結果はない。 ・既存処分場では、地下水の定期水質検査を実施しており、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で定める基準を満足している。
	水 底 の 底 質	・事業実施想定区域及びその周辺における底質の状況について、山形県及び最上町で公表されている測定結果はない。
土 壌 及 び 地 盤	土 壌	・事業予定地の土壌は黒ボク土壌(向町2a統)及び(向町2b統)と、褐色森林土壌(向町2a統)、腐植質黒ボクグライ土壌(八木橋統)からなっている。
	土 壌 汚 染	・事業実施想定区域及びその周辺における要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はなく、土壌汚染の報告はない。
	地 盤 沈 下	・地盤沈下は、山形地域(山形市)及び米沢地域(米沢市、南陽市、高畠町、川西町)で観測されているが、事業実施想定区域及びその周辺では、地盤沈下に関する報告はない。

表 3.1.1(2) 自然環境の概要

項目		主な地域特性
地 形 及 び 地 質	地形	- 事業実施想定区域の西には沢原山（標高 312m）が位置している。事業実施想定区域の東側は主に中・急斜面の山地及び丘陵地であり、南側と西側には最上小国川と最上白川が形成した氾濫原が広がっている。 - 事業実施想定区域は、「向町カルデラ」と呼ばれる地形の一部になっている。このカルデラについては、東西約 12.5km、南北約 11km のやや楕円形であるとしている。また、向町カルデラはデイサイト火砕流と約 80 万年～60 万年前の後カルデラ活動による安山岩質の中央火口丘（明神山、糠塚山）からなっているとしている。
	地質	- 事業実施想定区域の地質は、第四紀完新世（約 1 万年前～現在）から更新世（約 258 万年前～約 1 万年前）に形成された半固結堆積物の「礫、砂、シルト、軽石質火山灰（一刃層）」と「軽石質火山灰（満沢層）」からなっているとしている。 - 事業実施想定区域の周辺は、「礫、砂、シルト、軽石質火山灰（一刃層）」と「軽石質火山灰（満沢層）」の地層は、その周辺は第四紀完新世に形成された未固結堆積物の「礫、砂及び泥（段丘堆積物）」や「砂礫・礫・泥（河床堆積物・湿沼地堆積物）」からなっている。
	重要な地形及び地質	事業実施想定区域及びその周辺に重要な地形及び地質はない。
植 物、動 物 及 び 生 態 系	植 生 及 び 植 物 相	- 事業実施想定区域は、伐採跡地群落（V）及びスギ・ヒノキ・サワラ植林であり、一部オクチョウジザクラ-コナラ群集である。 - 事業実施想定区域は、植生自然度 4 及び植生自然度 6 であり、一部植生自然度 7 が分布している。 - 事業実施想定区域及びその周辺の植物相は、維管束植物（シダ植物及び種子植物）155 科 1,730 種が確認されている。
	重要な植物及び植物群落	- 事業実施想定区域及びその周辺では、重要な植物種として 75 科 246 種が確認されている。 - 事業実施想定区域及びその周辺では、重要な植物群落として「植物群落レッドデータ・ブック」において 13 件が掲載されている。
	巨樹・巨木林・天然記念物	事業実施想定区域及びその周辺では、5 件の巨樹・巨木林が分布している。また、1 件の天然記念物が分布している。
	動物相	事業実施想定区域及びその周辺では、哺乳類 23 種、鳥類 129 種、爬虫類 9 種、両生類 24 種、昆虫類 122 種、魚類 41 種、陸産貝類 7 種、底生動物 5 種の合計 360 種が確認されている。
	動物の重要な種	事業実施想定区域及びその周辺では、哺乳類 10 種、鳥類 72 種、爬虫類 4 種、両生類 9 種、昆虫類 77 種、魚類 20 種、陸産貝類 2 種、底生動物 5 種の合計 199 種の重要な種が確認されている。
	生態系	事業実施想定区域の自然環境類型区分は、植林地、草原・低木林及び二次林が分布している。
景 観 及 び 人 と 自 然 と の 触 れ 合 い 活 動	景 観	- 事業実施想定区域から最も近隣にある景観資源が「瀬見溪谷」であるが、事業実施想定区域から西へ約 8km 離れていることから、事業実施想定区域近隣には、景観資源がない。 - 事業実施想定区域から近隣の眺望景観として、「最上町前森高原から見る神室連峰」がある。
	人 と 自 然 の 触 れ 合 い 活 動	事業実施想定区域周辺には、野外レクリエーションの場として「前森高原」、「最上白川溪流・白川ダム公園」、「愛宕山公園」、「おらだの川公園」、「もがみ西公園」がある。

3.2 社会的状況の把握

事業実施想定区域及びその周辺における社会状況の概況は、表 3.2.1(1)～(2)に示す。

表 3.2.1(1) 社会状況の概要

項目		主な地域特性
人口及び産業の状況	人口	・事業実施想定区域が位置する最上町の人口は、令和 5 年において 7,532 人であり世帯数は、2,790 世帯である。
	産業	・事業実施想定区域が位置する最上町の産業別就業者数は、4,273 人(2023 年度)であった。 ・令和 5 年度における最上町の就業者割合は、第 1 次産業が 18.09%、第 2 次産業が 33.19%、第 3 次産業が 47.97%、分類不能が 0.75%となっている。
土地利用	土地利用	・事業実施想定区域が位置する最上町の地目別土地利用状況について、総面積が 33,037ha であり、そのうち森林面積が 28,002ha と最も大きく、次いで農用地面積が 2,307ha となっている。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用	水面利用	・事業実施想定区域南側を東西に流れる最上小国川において、最上町が「最上小国川かわまちづくり」計画に基づき、親水空間等の整備を行い、川遊びや釣り等を通し、親しみをもてる河川空間の整備が進められている。
	地下水の利用	・事業実施想定区域及びその周辺における地下水利用状況について、最上町上水道の水源として「東法田水源地」及び「野頭水源地」があり、深井戸を水源とする最上町立最上病院の専用水道がある。
	漁業権の設定	・事業実施想定区域周辺において、小国川漁業協同組合が最上小国川及び支流である絹出川、最上白川等に漁業権が設定されている。
交通	道路	・事業実施想定区域及びその周辺の道路分布状況について、全国道路・街路交通情勢調査区間として、「一般国道 47 号」、「主要地方道尾花沢最上線」、「主要地方道最上鬼首線」、「一般県道向町最上西公園線」、「一般県道最上小野田線」、「一般県道杉ノ入月楯線」、「一般県道最上西公園線」、「一般県道東法田大堀線」がある。
	鉄道	・事業実施想定区域及びその周辺の鉄道は、JR 陸羽東線が事業実施想定区域の南側を東西に通っている。
環境の保全についての配慮が必要な施設及び住宅の配置	学校、病院、その他	・事業実施想定区域の周辺には、学校 4 施設、医療施設 4 施設、高齢者支援施設 4 施設、障害者支援施設 1 施設、児童福祉施設 2 施設がある。 ・事業実施想定区域に最も近い施設は、医療法人永井医院が南側約 2.1km の位置にある。
	住宅・集落	・事業実施想定区域から 2km の範囲には、9 地区が位置しており、最も近い地区は「東法田」である。
環境整備	上水道	・事業実施想定区域が位置する最上町の上水道の普及率は、96.5%となっている。
	下水道	・事業実施想定区域が位置する最上町の生活排水処理施設の普及率は、35.7%であり、処理区域内の水洗化率は、85.9%となっている。
産業廃棄物処理施設	産業廃棄物業者	・事業実施想定区域がある最上地域の産業廃棄物の処理業者数は、125 業者であり、特別管理産業廃棄物の処理業者数は、14 業者である。
	産業廃棄物処理施設	・事業実施想定区域がある最上地域における産業廃棄物の焼却施設は、3 施設であり、最終処分場は、1 施設である。

表 3.2.1(2) 社会状況の概要

項目		主な地域特性
地域の文化	伝承文化	・事業実施想定区域及びその周辺には、「東法田の田植え舞」の伝承文化が継承・伝承されている。
	有形の文化財・史跡・名勝等	・事業実施想定区域及びその周辺における有形文化財、史跡、名勝等は、9件が山形県又は最上町指定文化財として指定されている。
	埋蔵文化財包蔵地	・事業実施想定区域及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地は、25箇所存在する。 ・事業実施想定区域内には、埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。
各種計画等の策定状況	地方公共団体の総合計画	・第4次山形県総合発展計画 後期実施計画（令和7年3月） ・第5次最上町総合計画 後期基本計画（令和8年3月）
	環境基本計画	・第4次山形県環境計画（中間見直し版）（令和8年3月）
	景観条例	・山形県景観条例（平成20年7月）
環境の保全を目的とした法令等による指定、規制等の状況	環境基準・規制基準等 自然環境関係法令等	・表3.2.2(1)、(2)参照

表 3.2.2(1) 関係法令による指定及び規制状況

区分	法令等	指定内容等	規制等の有無	
			事業実施 想定区域	周辺地域
土地 利用	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)	都市地域	×	○
		用途地域	×	○
		風致地区	×	×
	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)	森林地域	○	○
	農業振興の整備に関する法律(昭和 45 年法律第 58 号)	農業地域	○	○
公害 防止	環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)	環境基準	○	○
		騒音類型指定	×	○
		水域類型指定	×	○
	ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)	環境基準	×	○
	大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)	施設・排出基準	×	○
	騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)	規制地域	×	○
	振動規制法(昭和 51 年法律第 91 号)	規制地域	×	○
	水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)	施設・排水基準	×	○
	悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)	規制地域	×	○
	土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)	指定区域	×	×
	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号)	規制地域	×	×
	山形県地下水の採取の適正化に関する条例	地下水採取適正化地域内	×	×
自然 環境	自然環境保護法(昭和 47 年法律第 85 号)	原生自然環境保全地域	×	×
		自然環境保全地域	×	×
	都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)	緑地保全地域	×	×
		特別緑地保全地区	×	×
	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)	国立公園	×	×
		国定公園	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)	鳥獣保護区	×	×
		特定猟具使用禁止区域	×	○
		指定猟法禁止区域	×	×
		特例休猟区	×	×
	絶命のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 7 号)	生息地等保護区	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成 4 年条約第 7 号)	自然遺産、文化遺産等	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和 55 年条約第 28 号)	ラムサール条約登録湿地	×	×

表 3.2.2(2) 関係法令による指定及び規制状況

区分	法令等	指定内容等	規制等の有無	
			事業実施 想定区域	周辺地域
文化財	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)	国指定文化財	×	○
		重要文化的景観	×	○
		周知の埋蔵文化財包蔵地	×	○
	山形県文化財保護条例(昭和 30 年山形県 条例第 27 号)	県指定文化財	×	○
	最上町文化財保護条例	町指定文化財	×	○
国土 保全	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)	保安林	×	○
	砂防法(明治 30 年法律第 249 号)	砂防指定地	×	○
	急傾斜地等の崩壊による災害防止に関する 法律(昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進に関する法律(平成 12 年法 律第 57 号)	土砂災害特別警戒区域	×	○
		土砂災害警戒区域	×	○
	山地災害危険地区調査要綱(林野庁、平成 28 年)	山地災害危険地区	×	○
景観	山形県景観条例(平成 19 年山形県条例第 69 号)	景観計画区域	×	○
		景観形成重点地域	×	○
		眺望景観資産	×	○
		景観重要建造物	×	○
		景観重要樹木	×	○

第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

4.1.1 計画段階配慮事項の選定

本業務に係る環境影響評価項目は、「山形県環境影響評価技術指針」（平成12年 山形県告示第136号）に基づき、表4.1.1に示すとおり選定した。

選定した項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、植物、動物、生態系、景観、ふれあい活動の場、地域及び文化、温室効果ガス等の計12項目とした。

本配慮書においては、工事計画等の熟度が低いことから、工事の実施による影響は対象としないこととした。また、本処分場は安定型最終処分場であり浸出水処理施設はないことから、施設の存在・供用による浸出水処理施設の稼働の影響は対象としない。

なお、方法書以降の手続きにおいては、工事計画の熟度が高まった段階で工事の実施による影響が考えられる場合、その影響について検討する。

表 4.1.1 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分 環境要因の区分				工事			存在・共用					
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に 用いる車両の運行	最終処分場設置の工事	最終処分場の存在	機械の稼働	廃棄物の埋立覆土用機	浸出水処理施設の稼働	その他の車両の運行	廃棄物の運搬
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素								○	
			二酸化硫黄									
			浮遊粒子状物質									
			粉じん等					○			○	
			有害物質等									
		騒音	騒音					○			○	
		振動	振動					○			○	
		悪臭	悪臭					○				
	水環境	水質	水の濁り				○					
			水の汚れ				○					
			水温									
			富栄養化									
			溶存酸素									
			水素イオン濃度									
			有害物質等									
		底質	水底の泥土									
			水底の底質									
		地下水	地下水の水位									
			地下水の流れ									
			地下水の塩素イオン濃度									
	土壌環境・ その他の環境	地形及び 地質	重要な地形及び地質									
			地盤	地下水の低下による地盤沈下								
		土壌 その他	土壌汚染									
			日照障害等									
生物の多様性の確保 及び自然環境の保全 体系的保全	植物		重要な種及び群落				○	○		○		
	動物		重要な種及び注目すべき生息地				○	○		○		
	生態系		地域を特徴づける生態系				○	○		○		
	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○					
人の豊かな自然 ふれあい	ふれあい活動の場		主要な人と自然とのふれあいの活動の場				○					
	地域及び文化		地域の成り立ちと地域文化				○					
環境への負荷	廃棄物等		建設工事に伴う副産物									
			廃棄物									
	温室効果ガス等		メタン									
			二酸化炭素					○			○	

表中の は、「山形県環境影響評価技術指針」別表 1(参考項目)「11 廃棄物の最終処分場の建設事業(管理型最終処分場)」における項目を示す。

表中の は、独自に設定した計画段階配慮事項を示す。

表中の「○」は、計画段階配慮事項として選定した項目を示し、斜線は安定型最終処分場のため該当しない項目を示す。

4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由を、表 4.1.2(1)～(3)に示す。

なお、「4.1.1 計画段階配慮事項の選定」のとおり、本配慮書においては、工事計画等の熟度が低いことから、工事の実施による影響を対象としないこととした。

選定しない理由を【参考】として示す。

表 4.1.2(1) 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由(存在・併用)

環境要素の区分			影響要因	選定※1	選定する理由又は選定しない理由
大気環境	大気質	二酸化窒素	廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	廃棄物運搬車両の運搬経路沿道に存在する配慮が特に必要な施設等に対して、廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う二酸化窒素により影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。
		粉じん等	廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺、並びに廃棄物運搬車両の運搬経路沿道に存在する配慮が特に必要な施設等に対して、廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う粉じん等により影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。
	騒音		廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺、並びに廃棄物運搬車両の運搬経路沿道に存在する配慮が特に必要な施設等に対して、廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う騒音により影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。
	振動		廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺、並びに廃棄物運搬車両の運搬経路沿道に存在する配慮が特に必要な施設等に対して、廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う振動により影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。
	悪臭		廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働	○	本処分場は安定型処分場であるため、取り扱う廃棄物の性状から悪臭の発生はほとんどないと考えられるが、万が一悪臭が発生した場合、事業実施想定区域及びその周辺に存在する配慮が特に必要な施設等に対して、廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働等、本処分場の共用に伴う悪臭により影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。

※1：「○」は選定した項目、「×」は選定しなかった項目を示す。

表 4.1.2(2) 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由(存在・併用)

環境要素の区分			影響要因	選定※1	選定する理由又は選定しない理由
水環境	水質	水の濁り	最終処分場の存在	○	覆土工中の一時的な裸地等からの土砂流出により、流出先の河川に影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。
		水の汚れ	最終処分場の存在	○	本処分場は安定型処分場であるため、安定型産業廃棄物を対象とする。浸透水等による流出先の河川に対する影響は極めて小さいと考えられる。ただし、流出先下流には農業用水の利水地点が存在しているため、影響のおそれのある環境要素として選定する。
		富栄養化	最終処分場の存在	×	本処分場は安定型処分場であるため、安定型産業廃棄物を対象とする。浸透水等による流出先の河川に対する影響は極めて小さいと考えられる。また、事業実施想定区域下流には、富栄養化が懸念される閉鎖性水域（湖沼等）がないことから、影響のおそれのある環境要素として選定しない。
		有害物質等	最終処分場の存在	×	本処分場は安定型処分場であり安定型産業廃棄物を対象とすることから、有害物質等を取り扱わないため、浸透水等による流出先の河川に対する有害物質等の影響はないと考えられる。よって、影響のおそれのある環境要素として選定しない。
	地下水	地下水の水位	最終処分場の存在	×	本処分場の設置にあたり地下水が確認される深度までの掘削は行わないため、地下水の水位に影響はないと考えられる。よって、影響のある要素として選定しない。
		地下水の流れ	最終処分場の存在	×	本処分場の設置にあたり地下水が確認される深度までの掘削は行わないため、地下水の流れに影響はないと考えられる。よって、影響のある要素として選定しない。
土壌環境・その他の	地形及び地質	重要な地形及び地質	最終処分場の存在	×	事業実施想定区域に重要な地形・地質、名勝又は天然記念物、地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質、自然公園は存在しないことから、影響のおそれのある環境要素として選定しない。
	地盤	地下水の低下による地盤沈下	最終処分場の存在	×	管理棟等の生活用水は、水道を使用している。これまで、事業実施想定区域及びその周辺で、既存施設の地下水の揚水による地盤沈下は生じていない。よって、影響のおそれのある環境要素として選定しない。

※1：「○」は選定した項目、「×」は選定しなかった項目を示す。

表 4.1.2(3) 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由(存在・併用)

環境要素の区分		影響要因	選定※1	選定する理由又は選定しない理由
植物	重要な種及び群落	最終処分場の存在 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺において、「環境省レッドリスト 2020」選定種等の生育が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	最終処分場の存在 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺において、「環境省レッドリスト 2020」選定種等の生息が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	最終処分場の存在 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺において、重要な自然環境のまとまりの場が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	最終処分場の存在	○	事業実施想定区域及びその周辺に存在する主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に対して、施設の存在に伴う変化が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
活ふれのあ場い	主要な人と自然とのふれあいの活動の場	最終処分場の存在	○	事業実施想定区域及びその周辺に存在する地域の主要な野外レクリエーションの場等に対して、施設の存在に伴う変化が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
地域文化及び	地域の成り立ちと地域文化	最終処分場の存在	○	事業実施想定区域及びその周辺に存在する歴史的文化的資源に対して、施設の存在に伴う変化が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
温室効果ガス等	メタン	最終処分場の存在	×	本処分場は、安定型産業廃棄物のみ取り扱うこと及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に従い、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行うことにより廃棄物からのメタンの発生はほとんどないと考えられる。よって、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
	二酸化炭素	廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及び廃棄物運搬車両の運搬経路において、廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う二酸化炭素により影響を及ぼす可能性があることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。

※1:「○」は選定した項目、「×」は選定しなかった項目を示す。

【参考】計画段階配慮事項として選定しない理由(工事)

環境要素の区分		選定する理由又は選定しない理由
大気環境	大気質	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行や建設機械の稼働に伴う影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、工事工程の調整により建設工事のピーク時における建設機械や工事関係車両の台数を低減する等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
	騒音	
	振動	
水環境	水質	事業実施想定区域及びその周辺には河川が存在し、最終処分場の工事に伴う影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、沈砂池の設置等による土砂流出防止策の検討や地下水に影響のある深さまでは掘削しない計画とすることなど、実行可能な環境保全措置を検討することにより、環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
	地下水	
その他の環境 ・土壌環境	地形及び地質 (重要な地形及び地質)	事業実施想定区域に重要な地形・地質、名勝又は天然記念物、地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質、地盤、自然公園の区域等の環境が悪化し又はそのおそれのある地域が存在しないことから、配慮書段階では選定しない。
	地盤	
植物	重要な種及び群落	既存資料調査より、事業実施想定区域及びその周辺において、重要な種の生育が確認されており、工事に伴う一時的な影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、事業に伴う工事を必要最小限にとどめ重要な種及び群落への影響の回避又は低減に努める等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の回避又は低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	既存資料調査より事業実施想定区域及びその周辺において、重要な種の生息が確認されており、工事に伴う一時的な影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、事業に伴う工事を必要最小限にとどめ重要な種及び群落への影響の回避又は低減に努める等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の回避又は低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
生態系	地域を特徴づける生態系	既存資料調査より事業実施想定区域及びその周辺において、重要な自然環境のままとまりの場が確認されており、工事に伴う一時的な影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、生息環境の変化を低減するため必要に応じて対策を講じる等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場	事業実施想定区域及びその周辺において、地域の主要な人と自然とのふれあいの活動の場（野外レクリエーション地等）が存在し、最終処分場設置の工事に伴う影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、工事工程の調整により建設工事のピーク時における工事関係車両の台数を低減し、主要な人と自然とのふれあいの活動の場にアクセスする一般車両の利便性に配慮する等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	最終処分場設置の工事に伴う影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、建設工事に伴う副産物の有効利用を図り、発生土の覆土としての利用等、実行可能な環境保全措置を行うことにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
温室効果ガス等	二酸化炭素	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行や建設機械の稼働に伴う影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、低燃費かつ低排出ガス認定自動車の採用やアイドリングストップや無用な空ふかしの禁止、高負荷運転をしない等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。

4.2 調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項について、表 4.2.1(1)、(2)に示す方法により、調査、予測及び評価を行った。

表 4.2.1(1) 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		調査手法	予測手法	評価手法
大気環境	大気質（二酸化窒素及び粉じん等）	配慮が特に必要な施設等の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域から 2.0km ^{※1} の範囲について 0.5km 間隔で配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
	騒音	配慮が特に必要な施設等の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域から 2.0km ^{※1} の範囲について 0.5km 間隔で配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
	振動	配慮が特に必要な施設等の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域境界から 2.0km ^{※1} の範囲について 0.5km 間隔で配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
	悪臭	配慮が特に必要な施設等の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域から 2.0km ^{※1} の範囲について 0.5km 間隔で配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
水環境	水質（水の濁り、水の汚れ）	流出先の河川の利用状況及び既往調査結果について、文献及びその他の資料により調査した。	流出先の河川への影響について、水質の変化の程度を定性的に予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

※1：以下の範囲を包括する範囲として、事業実施想定区域から 2km の範囲を設定。

1. 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省 平成 18 年 9 月）によると、廃棄物運搬車両による影響について、「一般的には、事業予定地から 1km～2km の範囲の搬入ルート进行调查対象地域として設定する」と記載されている。
2. 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省 平成 18 年 9 月）では埋立機械及び施設の稼働による影響について、「敷地境界からおおむね 100m までの範囲とする」と記載されている。

表 4.2.1(2) 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		調査手法	予測手法	評価手法
植物	重要な種及び群落	植物及び植物群落の分布状況について、文献及びその他の資料により調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域及びその周辺の各種の生育環境の有無を整理した。これらを踏まえ、改変による生育環境の変化に伴う影響について予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	動物及び注目すべき生息地について、文献及びその他の資料により調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域及びその周辺の各種の生息環境の有無を整理した。これらを踏まえ、改変による生息環境の変化に伴う影響について予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
生態系	地域を特徴づける生態系	重要な自然環境のまとまりの場について、文献及びその他の資料により分布状況を調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域及びその周辺の重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域との位置関係を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域の施設の存在に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響について、事業実施想定区域との位置関係より直接改変の有無を予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域の施設の存在に伴う主要な人と自然とのふれあいの活動の場への影響について、事業実施想定区域との位置関係より直接改変の有無を予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化	地域の成り立ちと地域文化の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域の施設の存在に伴う地域の成り立ちと地域文化への影響について、事業実施想定区域との位置関係より直接改変の有無を予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
温室効果ガス等	二酸化炭素	二酸化炭素の排出状況について、既往調査結果や文献及びその他の資料により調査した。	廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働状況や廃棄物の受入計画を基に、二酸化炭素の排出による影響を定性的に予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

4.3 調査、予測及び評価の結果

本事業計画の環境影響に係る調査、予測及び評価の結果概要を表4.3.1～表4.3.8に示す。

表4.3.1 大気質、騒音・振動及び悪臭に係る調査の結果

環境要素	影響要因	調査手法	調査地域	調査結果			
大気質	埋立・覆土用機械の稼働、運搬車両の運行	文献その他の資料により調査	事業実施想定区域及びその周辺	【特に配慮が必要な施設の状況】 事業実施想定区域及びその周辺 約 7.4km の範囲			
				No	区分	施設名	事業実施想定区域からの距離 (km)
				1	学校	最上町立向町小学校	2.2
				2		最上町立大堀小学校	3.2
				3		最上町立最上中学校	2.2
				4		山形県立新庄志誠館高等学校最上校	2.3
				5	医療施設	最上町立最上病院	2.9
				6		医療法人社団向町成原歯科医院	2.6
				7		医療法人永井病院	2.1
				8		医療法人小川歯科医院	2.5
				9	介護福祉施設	特別養護老人ホーム紅梅荘	3.0
				10		介護老人保健施設やすらぎ	2.9
				11		高齢者生活支援センター陽だまりの家	2.9
				12		最上町デイサービスセンター	2.8
				13	障害者支援施設	最上ふれあい学園	7.4
14	児童福祉施設	最上町立あたごこども園	2.3				
15		最上町立大堀保育所	3.1				
騒音・振動	埋立・覆土用機械の稼働、運搬車両の運行	同上	同上				
				悪臭	埋立・覆土用機械の稼働	同上	同上
周辺の住宅・集落		事業実施想定区域からの距離 (km)					
最寄りの住居（東法田地区）		約 0.7					
住宅・集落 計 9 地区		約 0.7～2.0					

表4.3.2 大気質、騒音・振動及び悪臭に係る予測及び評価の結果

環境要素	予測・評価項目	予測手法	予測地域又は地点	予測結果	評価結果																																						
大気質	粉じん等により影響を及ぼす可能性のある、特に配慮が必要な施設等の立地状況	k m間隔で整理する方法 特に配慮が必要な施設と住宅・集落について、0・5	事業実施想定区域から2・0 k mの範囲	住宅・集落については、事業実施想定区域から2.0km以内に、向町三・沢原・豊田・若宮・前森一・東法田・法田中・法田下・野頭の計9地区が分布しており、影響が生じる可能性があるとして予測した。 <table><tr><th rowspan="2">事業実施想定区域からの距離(km)</th><th colspan="3">特に配慮が必要な施設</th><th rowspan="2">住宅・集落</th></tr><tr><th>学校</th><th>医療機関</th><th>福祉施設</th></tr><tr><td>区域内</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>0～0.5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>0.5～1.0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1地区</td></tr><tr><td>1.0～1.5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2地区</td></tr><tr><td>1.5～2.0</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>9地区</td></tr><tr><td>合計</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>12地区</td></tr></table>	事業実施想定区域からの距離(km)	特に配慮が必要な施設			住宅・集落	学校	医療機関	福祉施設	区域内	0	0	0	0	0～0.5	0	0	0	0	0.5～1.0	0	0	0	1地区	1.0～1.5	0	0	0	2地区	1.5～2.0	2	1	1	9地区	合計	2	1	1	12地区	予測結果より、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。 ・住宅等からの距離に留意して廃棄物の埋立・覆土用機械の機種、作業方法を検討する。 ・廃棄物の運搬車両が特定の時間に集中しないように配慮するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。
事業実施想定区域からの距離(km)	特に配慮が必要な施設			住宅・集落																																							
	学校	医療機関	福祉施設																																								
区域内	0	0	0	0																																							
0～0.5	0	0	0	0																																							
0.5～1.0	0	0	0	1地区																																							
1.0～1.5	0	0	0	2地区																																							
1.5～2.0	2	1	1	9地区																																							
合計	2	1	1	12地区																																							
騒音・振動	騒音・振動により影響を及ぼす可能性のある、特に配慮が必要な施設等の立地状況	同上	同上	同上	同上																																						
悪臭	悪臭により影響を及ぼす可能性のある、特に配慮が必要な施設等の立地状況	同上	同上	同上	予測結果より、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。 ・埋立作業は、サンドイッチ方式で行うと共に、必要に応じて薬剤散布を行い、悪臭の発生防止に努める。 ・運搬車両から悪臭が発生しないように、運搬業者に対し積荷をシートで覆い運搬するよう指導する。																																						

表 4.3.3 (1) 水質に係る調査の結果

環境要素	影響要因	調査手法	調査地域	調査結果																																																																																																																																		
水質	最終処分場の存在	雨水・浸透水の流出先の小沢原川、沢原川及び最上小国川の利用状況・既往調査結果を文献等により調査	事業実施想定区域及びその周辺	既存処分場の浸透水の一部は沈砂池を経て流出しており、水質は下記のとおり基準を達成している。 【既存処分場の浸透水の水質状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>単位</th><th>測定値</th><th>基準値^{注)}</th><th>適否</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>アルキル水銀</td><td>mg/L</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td><td>○</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td>mg/L</td><td>0.0005 未満</td><td>0.0005 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>カドミウム</td><td>mg/L</td><td>0.0003 未満</td><td>0.003 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>mg/L</td><td>0.005 未満</td><td>0.01 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td>mg/L</td><td>0.01 未満</td><td>0.02 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>mg/L</td><td>0.005 未満</td><td>0.01 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>mg/L</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td><td>○</td></tr> <tr><td>PCB</td><td>mg/L</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td><td>○</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>mg/L</td><td>0.001 未満</td><td>0.01 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>mg/L</td><td>0.0005 未満</td><td>0.01 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>mg/L</td><td>0.0002 未満</td><td>0.02 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>mg/L</td><td>0.0002 未満</td><td>0.002 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>mg/L</td><td>0.0004 未満 ～0.0005</td><td>0.004 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>mg/L</td><td>0.002 未満</td><td>0.1 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエチレン</td><td>mg/L</td><td>0.004 未満</td><td>0.04 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>mg/L</td><td>0.0005 未満</td><td>1 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>mg/L</td><td>0.0006 未満</td><td>0.006 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>mg/L</td><td>0.0002 未満</td><td>0.002 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td>mg/L</td><td>0.0006 未満</td><td>0.006 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>mg/L</td><td>0.0003 未満</td><td>0.003 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>mg/L</td><td>0.002 未満</td><td>0.02 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>mg/L</td><td>0.001</td><td>0.01 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>セレン</td><td>mg/L</td><td>0.002 未満</td><td>0.01 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサン</td><td>mg/L</td><td>0.005 未満 ～0.006</td><td>0.05 以下</td><td>○</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td>mg/L</td><td>0.0002 未満</td><td>0.002 以下</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> 注) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）の別表第 2 による。 【調査地点】  【凡例】 - 事業実施想定区域 - 既存処分場埋立区域 - 既存処分場の浸透水調査地点 - 浸透水流出先河川 縮尺：from 0m 250m 500m 750m 1000m	項目	単位	測定値	基準値 ^{注)}	適否	アルキル水銀	mg/L	不検出	検出されないこと	○	総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 以下	○	カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.003 以下	○	鉛	mg/L	0.005 未満	0.01 以下	○	六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.02 以下	○	砒素	mg/L	0.005 未満	0.01 以下	○	全シアン	mg/L	不検出	検出されないこと	○	PCB	mg/L	不検出	検出されないこと	○	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01 以下	○	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.01 以下	○	ジクロロメタン	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	○	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002 以下	○	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満 ～0.0005	0.004 以下	○	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.1 以下	○	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.04 以下	○	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	1 以下	○	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.006 以下	○	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.002 以下	○	チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.006 以下	○	シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.003 以下	○	チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.02 以下	○	ベンゼン	mg/L	0.001	0.01 以下	○	セレン	mg/L	0.002 未満	0.01 以下	○	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満 ～0.006	0.05 以下	○	クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.002 以下	○
項目	単位	測定値	基準値 ^{注)}	適否																																																																																																																																		
アルキル水銀	mg/L	不検出	検出されないこと	○																																																																																																																																		
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 以下	○																																																																																																																																		
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.003 以下	○																																																																																																																																		
鉛	mg/L	0.005 未満	0.01 以下	○																																																																																																																																		
六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.02 以下	○																																																																																																																																		
砒素	mg/L	0.005 未満	0.01 以下	○																																																																																																																																		
全シアン	mg/L	不検出	検出されないこと	○																																																																																																																																		
PCB	mg/L	不検出	検出されないこと	○																																																																																																																																		
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01 以下	○																																																																																																																																		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.01 以下	○																																																																																																																																		
ジクロロメタン	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	○																																																																																																																																		
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002 以下	○																																																																																																																																		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満 ～0.0005	0.004 以下	○																																																																																																																																		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.1 以下	○																																																																																																																																		
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.04 以下	○																																																																																																																																		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	1 以下	○																																																																																																																																		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.006 以下	○																																																																																																																																		
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.002 以下	○																																																																																																																																		
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.006 以下	○																																																																																																																																		
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.003 以下	○																																																																																																																																		
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.02 以下	○																																																																																																																																		
ベンゼン	mg/L	0.001	0.01 以下	○																																																																																																																																		
セレン	mg/L	0.002 未満	0.01 以下	○																																																																																																																																		
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満 ～0.006	0.05 以下	○																																																																																																																																		
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.002 以下	○																																																																																																																																		

表4.3.3 (2) 水質に係る調査の結果

環境要素	影響要因	調査手法	調査地域	調査結果												
水質	最終処分場の存在	雨水・浸透水の流出先の小沢原川、沢原川及び最上小国川の利用状況・既往調査結果を文献等により調査	事業実施想定区域及びその周辺	【最上小国川の水質（舟形橋・令和6年度）】												
				<table><thead><tr><th>項目</th><th>値</th><th>環境基準値(A 類型)</th><th>適否</th></tr></thead><tbody><tr><td>水素イオン濃度(pH)</td><td>7.5～8.1</td><td>6.5 以上 8.5 以下</td><td>○</td></tr><tr><td>生物化学的酸素要求量(BOD)</td><td>75%値 0.6mg/L</td><td>2 以下</td><td>○</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質(SS)</td><td>日間平均 11mg/L</td><td>25 以下</td><td>○</td></tr></tbody></table>	項目	値	環境基準値(A 類型)	適否	水素イオン濃度(pH)	7.5～8.1	6.5 以上 8.5 以下	○	生物化学的酸素要求量(BOD)	75%値 0.6mg/L	2 以下	○
項目	値	環境基準値(A 類型)	適否													
水素イオン濃度(pH)	7.5～8.1	6.5 以上 8.5 以下	○													
生物化学的酸素要求量(BOD)	75%値 0.6mg/L	2 以下	○													
浮遊粒子状物質(SS)	日間平均 11mg/L	25 以下	○													
				【調査地点】												
																

表 4.3.4 水質に係る予測及び評価の結果

環境要素	予測・評価項目	予測手法	予測地域又は地点	予測結果	評価結果
水質	流出先の河川の水質の変化の程度	流出先の小沢原川、沢原川及び最上小国川への影響について、水質の変化の程度を定性的に予測	流出地点から下流の水域	計画されている処分場は「安定型最終処分場」であり、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類・がれき類等（安定型産業廃棄物）を対象としている。また、沈砂池により土砂流出を防ぎ、浸透水の水質は既存処分場と同程度と考えられることから、流出による河川の水質は環境基準及び農業用水基準（水稻）を超えることはない予測した。	予測結果より、雨水・浸透水の流出水の水質は、最終処分場の水質基準を達成している既存処分場の浸透水と同程度と考えられることから、流出先の河川への重大な影響はないと評価した。

表 4.3.5 植物、動物及び生態系に係る調査の結果

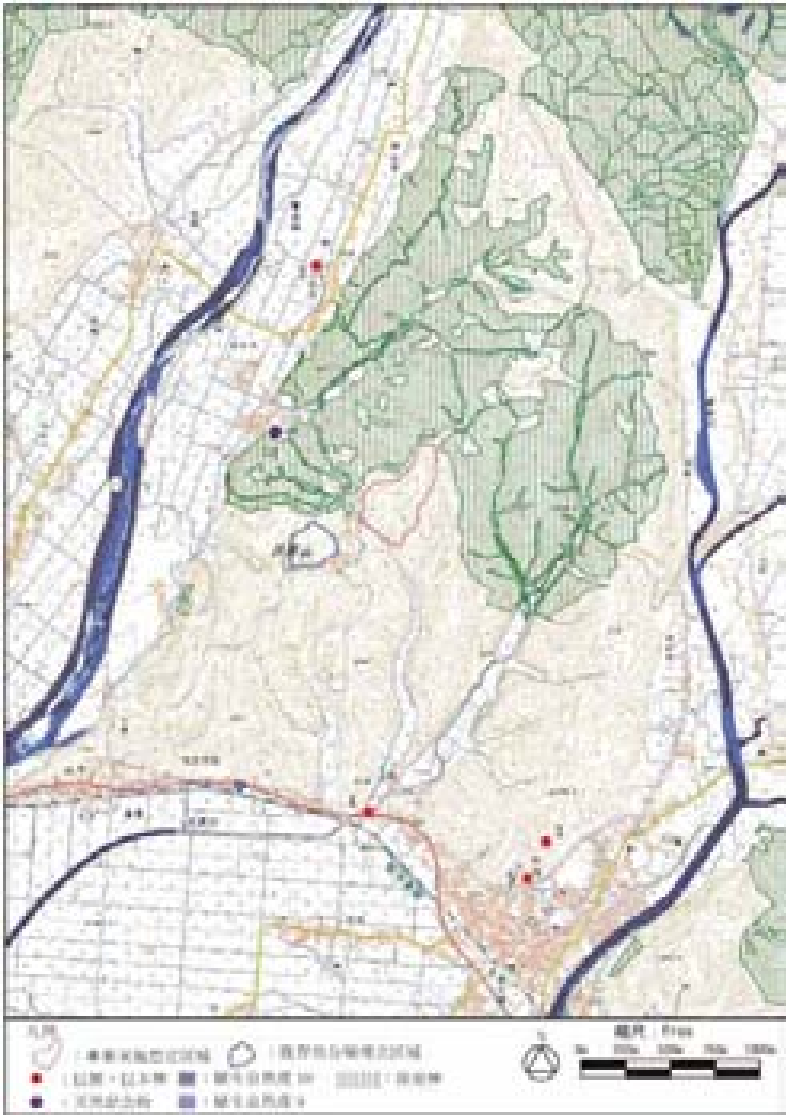
環境要素	影響要因	調査手法	調査地域	調査結果
植物	最終処分場の存在、埋立・覆土用機械の稼働、運搬車両の運行	重要種等の分布状況を文献等により調査	事業実施想定区域及びその周辺	【植物】 資料で確認された重要種：74 科 246 種 重要な植物群落：なし（区域内に該当なし）
動物	同上	同上	同上	【動物】 資料で確認された重要種：哺乳類 10 種、鳥類 72 種、爬虫類 4 種、両生類 9 種、昆虫類 77 種、魚類 20 種、陸産貝類 2 種、底生動物 5 種 合計 199 種 注目すべき生息地：なし
生態系	同上	重要な自然環境のまほとまりの場の分布状況を文献等により調査	同上	【生態系】 事業実施想定区域内に重要な自然環境のまほとまりの場は分布しない。 

表 4.3.6 (1) 植物、動物及び生態系に係る予測及び評価の結果

環境要素	予測・評価項目	予測手法	予測地域又は地点	予測結果	評価結果
植物	植物の重要種及び群落等に係る生育環境の変化の程度	生育環境の変化の有無を整理し、その変化に伴う影響を予測	事業実施想定区域及びその周辺	①必要な植物種 事業実施想定区域の生育環境は、主に樹林環境と草地・低木林環境となっている。 1) 樹林・草地・耕作地・路傍など 主な生育環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生育環境が変化する可能性があるとして予測した。 2) 水辺 主な生育環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、生育環境の変化はないと予測した。 3) その他（岩場・高山・海岸など） 主な生育環境が存在しないことから、生育環境の変化はないと予測した。 ②重要な植物群落 特定植物等の重要な植物群落が存在しないため、生育環境の変化はないと予測した。	影響が生じる可能性があるとして予測された事項については、以下に留意することで重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。 ・周辺の地形を利用しながら、可能な限り土地造成面積・伐採面積を小さくする。 ・土地の改変による濁水等の流出が生じないような計画・工法を検討し、生育環境への影響の低減を図る。 ・現地調査等で植物の生育状況を把握し、また、重要な種への影響の程度を適切に予測し、必要に応じ環境保全措置を検討する。
動物	動物の重要種及び注目すべき生息地に係る生息環境の変化の程度	生息環境の変化の有無を整理し、その変化に伴う影響を予測	事業実施想定区域及びその周辺	①重要な動物種 事業実施想定区域の生息環境は、主に樹林環境と草地・低木林環境となっている。 1) 哺乳類 樹林・その他環境：主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境が変化する可能性があるとして予測した。 水辺環境：主な生息環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、生息環境の変化はないと予測した。 2) 鳥類 樹林、草地等、水辺環境：哺乳類と同じ。 岩場等環境：主な生息環境が存在しないことから、生息環境の変化はないと予測した。 3) 爬虫類 樹林、草地等、水辺環境：哺乳類と同じ。 4) 両生類 樹林、草地等、水鬼環境：哺乳類と同じ。 5) 昆虫類 樹林、草地等、水辺環境：哺乳類と同じ。 高山・海岸等環境：ほかの岩場等環境と同じ。 6) 魚類・底生動物 水辺・水域等環境：ほかの水辺環境と同じ。 7) 陸産貝類 樹林、草地等環境：ほかの樹林環境と同じ。 ②動物の注目すべき生息地 動物の注目すべき生息地はないため、改変による影響はないと予測した。	影響が生じる可能性があるとして予測された事項については、以下に留意することで重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。 ・周辺の地形を利用しながら、可能な限り土地造成面積・伐採面積を小さくする。 ・土地の改変による濁水等の流出が生じないような計画・工法を検討し、生育環境への影響の低減を図る。 ・現地調査等で植物の生育状況を把握し、また、重要な種への影響の程度を適切に予測し、必要に応じ環境保全措置を検討する。

表 4.3.6 (2) 植物、動物及び生態系に係る予測及び評価の結果

環境要素	予測・評価項目	予測手法	予測地域又は地点	予測結果	評価結果
生態系	重要な自然のままとりの場の変化	自然環境のままとりの場と事業実施想定区域との位置関係を整理	事業実施想定区域及びその周辺	重要な自然環境のままとりの場合は、事業実施想定区域内に分布しないことから、重要な種の生育・生息環境は変化しないと予測した。	重要な自然環境のままとりの場合は、事業実施想定区域外であることから、重大な影響はないと評価した。

表 4.3.7 景観、ふれあい活動の場、地域及び文化、温室効果ガス等に係る調査の結果

環境要素	影響要因	調査手法	調査地域	調査結果																											
景観	最終処分場の存在	景観資源・眺望点等を文献等により調査	事業実施想定区域及びその周辺	主要な自然景観資源は、「瀬見溪谷」（西へ約 8km）で近隣に景観資源はない。主要な眺望点は、事業実施想定区域及びその周辺において、2.0km の範囲内にはない。 【主要な眺望点】 <table><tr><th>No</th><th>名称</th><th>事業実施想定区域からの距離（km）</th></tr><tr><td>1</td><td>最上町前森高原から見る神室連峰</td><td>4.4</td></tr></table>	No	名称	事業実施想定区域からの距離（km）	1	最上町前森高原から見る神室連峰	4.4																					
No	名称	事業実施想定区域からの距離（km）																													
1	最上町前森高原から見る神室連峰	4.4																													
ふれあい活動の場	同上	ふれあい活動の場を文献等により調査	同上	主要な人と自然とのふれあいの活動の場は、事業実施想定区域及びその周辺において、2.0km の範囲内にはない。 【主要な人と自然とのふれあいの活動の場】 <table><tr><th>No</th><th>名称</th><th>事業実施想定区域からの距離（km）</th></tr><tr><td>1</td><td>前森高原</td><td>4.5</td></tr><tr><td>2</td><td>最上白川溪流白川ダム公園</td><td>4.0</td></tr><tr><td>3</td><td>愛宕山公園</td><td>2.2</td></tr><tr><td>4</td><td>おらだの川公園</td><td>4.2</td></tr><tr><td>5</td><td>もがみ西公園</td><td>4.6</td></tr></table>	No	名称	事業実施想定区域からの距離（km）	1	前森高原	4.5	2	最上白川溪流白川ダム公園	4.0	3	愛宕山公園	2.2	4	おらだの川公園	4.2	5	もがみ西公園	4.6									
No	名称	事業実施想定区域からの距離（km）																													
1	前森高原	4.5																													
2	最上白川溪流白川ダム公園	4.0																													
3	愛宕山公園	2.2																													
4	おらだの川公園	4.2																													
5	もがみ西公園	4.6																													
地域及び文化	同上	伝承文化・歴史的文化的所産を文献等により調査	事業実施想定区域及びその周辺	【伝承文化】 <table><tr><th>区分</th><th>名称</th></tr><tr><td>伝承文化</td><td>東法田の田植え舞</td></tr></table> 主な歴史的文化的所産は、事業実施想定区域及びその周辺において、2.0km の範囲内にはない。 【歴史的文化的所産（主なもの）】 <table><tr><th>区分</th><th>名称</th><th>事業実施想定区域からの距離（km）</th></tr><tr><td rowspan="2">県指定文化財</td><td>富山馬頭観音堂奉納絵馬</td><td>6.0</td></tr><tr><td>富山馬頭観音堂 附 宮殿一基 棟札八枚</td><td>6.0</td></tr><tr><td rowspan="7">町指定文化財</td><td>観世音菩薩像</td><td>6.0</td></tr><tr><td>大壇の碑</td><td>3.4</td></tr><tr><td>大黒天像</td><td>3.5</td></tr><tr><td>荒れ唐獅子</td><td>6.0</td></tr><tr><td>獅子木鼻</td><td>6.0</td></tr><tr><td>馬頭観世音板碑</td><td>6.0</td></tr><tr><td>のうめんづ</td><td>7.0</td></tr></table>	区分	名称	伝承文化	東法田の田植え舞	区分	名称	事業実施想定区域からの距離（km）	県指定文化財	富山馬頭観音堂奉納絵馬	6.0	富山馬頭観音堂 附 宮殿一基 棟札八枚	6.0	町指定文化財	観世音菩薩像	6.0	大壇の碑	3.4	大黒天像	3.5	荒れ唐獅子	6.0	獅子木鼻	6.0	馬頭観世音板碑	6.0	のうめんづ	7.0
区分	名称																														
伝承文化	東法田の田植え舞																														
区分	名称	事業実施想定区域からの距離（km）																													
県指定文化財	富山馬頭観音堂奉納絵馬	6.0																													
	富山馬頭観音堂 附 宮殿一基 棟札八枚	6.0																													
町指定文化財	観世音菩薩像	6.0																													
	大壇の碑	3.4																													
	大黒天像	3.5																													
	荒れ唐獅子	6.0																													
	獅子木鼻	6.0																													
	馬頭観世音板碑	6.0																													
	のうめんづ	7.0																													
温室効果ガス等	埋立・覆土用機械の稼働、運搬車の運行	二酸化炭素を事業計画・文献等により調査	同上	【埋立地における事業計画】 単位：m³ <table><tr><th colspan="5">産業廃棄物の種類</th><th rowspan="2">年間総埋立量</th></tr><tr><th>廃プラスチック類</th><th>ガラスくず等</th><th>がれき類</th><th>金属くず</th><th>石綿含有産業廃棄物</th></tr><tr><td>8,000</td><td>7,500</td><td>4,200</td><td>100</td><td>200</td><td>20,000</td></tr></table> 【埋立・覆土用機械一覧】 <table><tr><th>埋立・覆土用機械</th><th>稼働台数</th></tr><tr><td>タイヤショベル（コンパクター）</td><td>1 台</td></tr><tr><td>バックホウ</td><td>1 台</td></tr></table>	産業廃棄物の種類					年間総埋立量	廃プラスチック類	ガラスくず等	がれき類	金属くず	石綿含有産業廃棄物	8,000	7,500	4,200	100	200	20,000	埋立・覆土用機械	稼働台数	タイヤショベル（コンパクター）	1 台	バックホウ	1 台				
産業廃棄物の種類					年間総埋立量																										
廃プラスチック類	ガラスくず等	がれき類	金属くず	石綿含有産業廃棄物																											
8,000	7,500	4,200	100	200	20,000																										
埋立・覆土用機械	稼働台数																														
タイヤショベル（コンパクター）	1 台																														
バックホウ	1 台																														

表 4.3.8 景観、ふれあい活動の場、地域及び文化、温室効果ガス等に係る予測及び評価の結果

環境要素	予測・評価項目	予測手法	予測地域又は地点	予測結果	評価結果
景観	主要な景観資源・眺望点への直接的影響・視認の可能性	直接変化の有無・視認可能性を予測	事業実施想定区域及びその周辺	主要な景観資源及びは、事業実施想定区域内に存在しないことから、直接的な変化はないと予測した。主要な眺望点は全て 3km 以上離れており（遠景）、事業実施想定区域は視認できないと予測した。	主要な景観資源は直接的な変化はなく、主要な眺望点からは視認できないと予測されたため、重大な影響はないと評価した。
ふれあい活動の場	ふれあい活動の場への直接的影響	直接変化の有無を予測	同上	事業実施想定区域内には、主要な人と自然とのふれあい活動の場は存在しないことから、直接的な変化はないと予測した。	主要な人と自然とのふれあい活動の場は、事業実施想定区域内に存在せず、直接的な変化はないと予測されることから、重大な影響はないと評価した。
地域及び文化	伝承文化・歴史的文化的所産への影響	直接変化の有無を予測	同上	伝承文化「東法田の田植え舞」は、保存会により継承・保全されている。また、歴史的文化的所産は、約 2.8km 以上離れ、直接的な変化はないと予測した。	伝承文化は引き続き継承され、歴史的文化的所産も区域内及び隣接地に存在せず直接的な変化はないと予測されることから、重大な影響はないと評価した。
温室効果ガス等	二酸化炭素の発生状況	将来の排出量の変化を予測	同上	新設後の廃棄物の埋立・覆土用機械の台数及び稼働状況並びに運搬車両の運行量は、既存処分場と変わらない計画のため、二酸化炭素の発生量は、現況と変わらないと予測した。	二酸化炭素の発生量は、現況と変わらないと予測されたため、重大な影響はないと評価した。

4.4 総合的な評価

重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果は、表 4.4.1(1)～(4)のとおりである。

大気質、騒音、振動、悪臭、植物、動物、生態系及び温室効果ガス等については、今後の環境影響評価における現地調査を踏まえて環境保全措置を検討することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

また、水質、景観、ふれあい活動の場及び主要な地域及び文化については、重大な影響がないと評価した。ただし、今後の工事計画を含めた造成整備事業計画の熟度が高まり、現段階で重大な影響がないと評価した項目についても、環境影響について再検討を行うものとする。

今後、方法書以降の手続き等において、現地調査をはじめとしたより詳細な調査を実施し、環境保全措置を検討することにより、環境への影響を回避又は低減できるよう留意するものとする。

表 4.4.1(1) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素の区分		評価結果	方法書以降の手続き等において留意すること
大気環境	大気質 (二酸化窒素及び粉じん等)	事業実施想定区域及びその周辺において、0.5km～2.0kmの範囲内に9の集落の一部が含まれていることが確認された。 上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。	・住宅等からの距離に留意して埋立作業の機種、作業方法を検討する。 ・廃棄物の運搬車両が特定の時間に集中しないように配慮するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。
	騒音	事業実施想定区域及びその周辺において、0.5km～2.0kmの範囲内に9の集落の一部が含まれていることが確認された。 上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。	・住宅等からの距離に留意して廃棄物の埋立・覆土用機械の機種、作業方法を検討する。 ・廃棄物の運搬車両が特定の時間に集中しないように配慮するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。
	振動	事業実施想定区域及びその周辺において、0.5km～2.0kmの範囲内に9の集落の一部が含まれていることが確認された。 上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。	・住宅等からの距離に留意して廃棄物の埋立・覆土用機械の機種、作業方法を検討する。 ・廃棄物の運搬車両が特定の時間に集中しないように配慮するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。
	悪臭	事業実施想定区域及びその周辺において、0.5km～2.0kmの範囲内に9の集落の一部が含まれていることが確認された。 上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。	・埋立作業は部分的な覆土(サンドイッチ方式)を適切に行い、必要に応じて薬剤散布を行い、悪臭の発生防止に努める。 ・運搬車両からの悪臭が発生しないように運搬業者に対し積荷をシートで覆い運搬するよう指導する。

表 4. 4. 1 (2) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素の区分		評価結果	方法書以降の手続き等において留意すること
水環境	水質 (水の濁り、水の汚れ)	計画されている処分場は、「安定型最終処分場」であり、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類やがれき類等（安定型産業廃棄物）を対象としている。 また、沈砂池により土砂流出を防ぐほか、沈砂池に流入する既存処分場の浸透水の水質調査結果が基準を達成しており、事業実施想定区域においても浸透水の水質は同程度と考えられることから、流出先の河川への重大な影響はないと評価した。	
植物	重要な種及び群落	文献及びその他の資料により抽出された重要な植物種のうち、樹林、草地・耕作地・路傍などを主な生育環境とする重要な種については、その一部が最終処分場の存在及び供用により改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると評価した。 水辺や水域・湿地等を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、重大な影響はないと評価した。 その他（岩場・風穴等）・高山・海岸などを主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないことから、最終処分場の存在及び供用による影響はないと評価した。 また、重要な植物群落については、事業実施想定区域内に特定植物群落等の重要な植物群落が存在しないため、最終処分場の存在及び供用による重大な影響はないと評価した。 なお、最終処分場の存在及び供用により影響が生じる可能性があると評価された事項については、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であると評価した。	・周辺の地形を利用しながら、可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。 ・土地の改変による濁水等の流入が生じないように計画や工法について検討し、生育環境への影響の低減を図る。 ・植物の生育状況を現地調査等により把握し、また、重要な種への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

表 4. 4. 1 (3) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素の区分		評価結果	方法書以降の手続き等において留意すること
動物	重要な種及び注目すべき生息地	文献及びその他の資料により抽出された重要な動物種のうち、樹林、草地・耕作地・路傍などを主な生息環境とする重要な種については、その一部が最終処分場の存在及び供用により改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると評価した。 水辺や水域・湿地等を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、重大な影響はないと評価した。 高山・海岸などを主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないことから、最終処分場の存在及び供用による影響はないと評価した。 また、動物の注目すべき生息地については、事業実施想定区域内には存在しないため、最終処分場の存在及び供用による重大な影響はないと評価した。 なお、最終処分場の存在及び供用により影響が生じる可能性があると評価された事項については、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であると評価した。	・周辺の地形を利用しながら、可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。 ・土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生息環境への影響の低減を図る。 ・動物の生息状況を現地調査等により把握し、また、重要な種への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。
生態系	地域を特徴づける生態系	重要な自然環境のままとりの場合は、事業実施想定区域外であることから、重大な影響はないと評価した。 また、右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。	・生態系の現況を現地調査等により把握し、また、重要な種及び注目すべき生育・生息の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。
景観	主要な景観資源及び眺望点並びに主要な眺望景観	主要な景観資源及び眺望点は、いずれも事業実施想定区域内に存在しないことから、直接的な改変はない。 また、全て 3 km 以上離れており（遠景）、処分場（事業実施想定区域）が視認できないと予測されたため、重大な影響はないと評価した。	
ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場は、事業実施想定区域内に存在せず、直接的な改変はないことから、重大な影響はないと評価した。	

表 4. 4. 1 (4) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素の区分		評価結果	方法書以降の手続き等において留意すること
地域及び文化	伝承文化及び歴史的文化的所産	主要な伝承文化及び歴史的文化的所産が事業実施想定区域に存在せず、直接的な改変はないことから、重大な影響はないと評価した。	
温室効果ガス等	二酸化炭素	二酸化炭素の発生量については、新設後の廃棄物の埋立・覆土用機械の台数及び稼働状況並びに廃棄物の運搬その他の車両の運行量は既存処分場と変わらない計画とするため、現状と変わらないと考えられることから、重大な影響はないと評価した。	

第 5 章 計画段階環境配慮書の作成を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の氏名 : 日本環境科学株式会社
代表者の氏名 : 代表取締役 佐藤利夫
主たる事業所の所在地 : 山形県山形市高木 6 番地